Ⅱ－①

第２回原告説明会次第

日時：2017年２月28日(火)19時～20時30分
場所：青山キャンパス：17309番教室（17号館３階）
議題：1．訴訟対策委員会からの説明　　安村教授
　　2．これまでの経過ならびに和解に向けての説明
　　斉藤弁護士　　資料1ab
　　3．和解内容の概要に関する説明　　江森弁護士　　資料2ab
　　4．質疑応答
　　5．総括　　高松大学組合委員長

※予定時刻は目安です。

【総合司会：高松大学組合委員長】

②

17.2.28
青山学院原告説明会

資料1a

2017年2月28日

青山学院未払い一時金請求事件―これまでの裁判の経過と和解の意味について（補足）
【代理人解説】

原告ら代理人弁護士　江　森　民　夫
同　　弁護士　斉　藤　　豊

未払い一時金請求訴訟については，2016年11月14日付の「青山学院未払い一時金請求事件―これまでの裁判の経過と和解の意味について【代理人解説】」と題する文書で，同日時点までの状況を報告した。以下には，同報告以後，今日までの訴訟の経過について補足する。

1　期日

前回報告以降の裁判期日は，以下のとおりである。

㉔　2016年11月21日　第12回 進行準備期日（和解）
㉕　12月13日　第13回 進行準備期日（和解）
㉗　2017年 1月12日　第14回　進行準備期日（和解）
㉘　2月 6日　第15回　進行準備期日（和解）
㉙　2月27日　第16回　進行準備期日（和解）
㉚　3月13日　第17回　進行準備期日（和解）予定

2　和解協議の内容

前回報告では，下記のとおり，現状報告をした。

(1)　一致点

Ⅰ　未払い一時金（改定前規程に基づく支給月数＋一律分と支給額の差額）の全額支払い。
Ⅱ　Ⅰにかかる各支払日からの遅延損害金の免除。
Ⅲ　Ⅰの金額の16%に相当する解決金の支払い。
Ⅳ　少なくとも5.42か月の支給月数について，再度，給与規程に規定をすること。
（Ⅲの条件は，原告側の3年間現状維持の代替提案と考えれば，原告側の要求により，撤回ないし修正される可能性がある。）

(2)　不一致点

Ⅴ　改定前支給水準を和解成立後も維持するとしてその期間（学院は0，原告は3年間）。
Ⅵ　和解成立後に再規定する支給月数は5.42か月かそれ以上か（学院は5.42か月，原告は5.42＋一律分以上）。
Ⅶ　今後の一時金を決定する際の交渉の基準等（含む組合の関与）。

3　今後の一時金交渉の基準に関する裁判所提案

(1)　現状での和解の到達点については，別途報告するが，この間の協議でもっとも大きな焦

点となったのは，給与規程改定前の基準を今後どの程度継続するかであり，上記のとおり，学院側は継続を基本的に拒否，原告側は3年を主張していた。これに対し，第13回期日において裁判所が，今後の一時金協議の基準に関する裁判所の和解案を提示すると宣言し，2016年12月28日付で，和解条項中に以下の規定を挿入することが提案された。

「被告は，原告らに対し，上記(1)で合意する期間（※本件和解後の経過措置期間の意味）経過後の一時金の支給額については，前年度までの支給実績を踏まえ，その維持に努めるものとし，前年度支給額の削減を提案する際には，財務資料等の具体的な根拠を示して削減の必要性を説明するなどして誠実に交渉することを約束する。」

(2)　学院は，この間，給与規程細則に復活させる一時金支給月数について「5.42か月」を譲らなかったが，上記裁判所提案により，学院が前年度水準（6.32か月）を減額する場合は，原告ら（これについては原告らから両組合の正式な関与を要求）と減額の必要性を説明する交渉義務を課したことにより，一定の歯止めができた。学院側もこの条項を承諾したことにより，以後，和解条件の焦点は，和解成立後の現状維持の期間（過去3年分の回復だけでなく，こんごどれだけの期間6.32か月水準を残すか）となった。

4　今後の展開―和解か判決かの選択について

(1)　和解に対する評価

以上訴訟だけでも30期日に及ぶ長期の裁判闘争と充実した訴訟活動（東京都労働委員会での不当労働行為審査手続を含めると更に7回以上の期日が加わる。）によって，勝訴判決を大きく上回り，かつ，判決では獲得不可能な有利な賃金条件の獲得が可能となった。現状での和解交渉は，「和解」と言いながら，判決で勝訴した内容に，どれだけプラスの条件を加えることができるかという交渉になっており，通常の和解交渉（原告の請求内容の一定程度の妥協を前提とする。）とは大きく様相が異なるものとなっている。代理人としては，裁判所及び学院の対応がこれ以上動かないという状態に至った段階（現状がそれに近いと考える。）での和解締結が，本件におけるベストの解決と考えている。

(2)　和解を選択しない場合の可能性

もとより，本件訴訟は，原告個々人の訴訟の集合体であるので，和解に応ずるか否かは，最終的には個々人の判断となる。しかし，原告団の大半が和解に応じる場合には，和解しない当事者が判決を選択するメリットは限りなく少なくなることに留意すべきである。すなわち，学院は，既に訴訟の対象となっている過去分の一時金差額は満額支払うとしているので，この支払いがなされると，仮に訴訟を維持したとしても，請求の対象がなくなってしまい，遅延損害金のみの請求だけが残ることになる。これについても学院が遅延損害金分（差額の5%）を供託すれば（当然すると思われる。），未払い一時金に関する請求権は全てなくなるので原告敗訴の判決となる。将来分の一時金差額を求めることは可能だが，そのためには，その都度（支給後に）訴訟を提起する必要がある。理論的にはこのような訴訟も可能であるが，労力，経費，勝訴の可能性を考えれば，極めて不経済，不安定な訴訟となると予想される。

以　上

④

17.2.28
青山学院原告説明会

資料1b

平成２６年（ワ）第２８９３６号ほか

【和解条項案】

（原告案）

(1)で合意する期間経過後の一時金の支給額は，前年度までの支給実績をもとに，労使双方が支給の維持あるいは変動について誠意を持って交渉を行い決定することとし，その交渉にあたって学院は，前年度支給実績の支払いを維持するために最大限努力することを原則とし，前年度実績の削減を提案する際には，その提案を具体的に根拠づける財政資料等を提示公開するとともに，削減の必要性及び時期について説得力のある説明をするなどして，組合と誠実に交渉することを約束する。

（裁判所案）

被告は，原告らに対し，上記(1)で合意する期間経過後の一時金の支給額については，前年度までの支給実績を踏まえ，その維持に努めるものとし，前年度の支給額の削減を提案する際には，財政資料等の具体的な根拠を示して削減の必要性を説明するなどして，誠実に交渉することを約束する。

17.2.28
青山学院原告説明会
資料2a

（２０１７．２．２８）

和解最終検討内容

１　未払い賃金

未払賃金額に５００円プラスした金銭を本年〇月に支払う。

２　解決金

原告への支払い額の合計金額の１０％を解決金として支払う。

３　一時金の支給月数規定の復活

全廃した支給月数に関する規定を復活し、５．４２ヶ月の支給月数を規定化する。

４　過去水準に支払い

平成２９年度一時金及び平成３０年度夏季一時金は、年合計６．３２ヶ月分＋１６万２５００円の基準での金額を支払う。（３回分）

５　協議条項

法人は平成３０年後冬季一時金以降の一時金の支給については、前年度実績を維持することに努め、削減を提案する際には具体的根拠を示すことを原告及び両組合と合意する。

６　労働協約

４項と５項を労働協約とする。

⑥

17.2.28
青山学院原告説明会

資料2b

平成２６年（ワ）第２８９３６号外
原　告　　安　村　　直　己　外
被　告　　学校法人青山学院

２０１７（平成２９）年２月６日

原　告　側　和　解　案　（最終）

東京地方裁判所民事第３６部合Ｂ２係　御中

原告ら代理人弁護士　江　森　　民　夫
同　　弁護士　斉　藤　　豊

原告らは，この間の和解に関する協議の結果を受けて，現段階で原告らが受諾を検討している和解条項の案を，以下のとおり提示する。

記

1　被告は，原告らに対し，別紙未払い一時金一覧表（仮称）の各原告欄記載の金額※1)を，〇〇金として支払い義務のあることを認め，これを平成２９年４月〇日限り各原告が現在被告に届けている給与払込口座宛て振込送金して支払う。ただし，振込手数料は被告の負担とする。

2　被告は，原告らに対し，連帯債権として，本件解決金３７３３万円※2)の支払い義務のあることを認め，これを平成２９年４月〇日限り，原告ら代理人口座（みずほ銀行四谷支店　普通預金　口座番号１６０１０８８　東京中央法律事務所）宛て振り込み送金して支払う。ただし，振込手数料は被告の負担とする。

3　被告は，原告ら並びに利害関係人青山学院大学教職員組合及び同青山学院教職員組合（以下「両組合」という。）に対し，本和解成立後，可及的速やかに，被告の定める学校法人青山学院就業規則の細則である青山学院給与規則施行細則に別表として別紙支給月数一覧表※3)記載のとおりの定めを置くことを約束する。

4　被告が支給する一時金は，前項による規定の定めにかかわらず，被告と両組合

の協議により各年度の支給水準を決めるものとし，平成２９年度及び同３０年度※5)の一時金の支給総額については，これを上記細則第８条１項に定める基準額の６．３２か月分＋１６万２５００円とすることに，被告と原告ら及び両組合は合意する。

5　被告は，原告ら及び両組合に対し，平成３１年度以降の一時金の支給額については，前年度までの支給実績を踏まえ，その維持に努めるものとし，前年度の支給額の削減を提案する際には，財務資料等の具体的な根拠を示して削減の必要性を説明するなどして，誠実に交渉することを約束する。※6)

6　被告と両組合は，第４項及び前項に定める内容について，別紙労働協約案記載の内容のとおり，本和解成立の日付をもって，有効期間を３年間とする労働協約を締結する。

7　原告らはその余の請求を放棄する。

8　原告らと被告及び両組合との間には，本件に関し，前項までに定めるほかに何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。

9　訴訟費用は各自の負担とする。

以　上

別紙「未払い一時金一覧表」（省略）

別紙「支給月数一覧表」※4)

別紙「労働協約案」（省略）

注

※１　従前請求額（平成２６年夏季一時金から平成２８年夏季一時金まで）に，平成２８年冬季一時金（本日付け原告準備書面(3)で主張するとおり，差額合計６６１５万４９６０円）を加算した金額の全額を対象とする。金額（遅延損害金分の撤回）及び支払い方法については，被告の希望を受け入れる。

※２　従前請求額の合計３億０７１２万９７７０円と上記追加分を合算した３億７３２８万４７３０円の１０％相当額。被告が当初提案していた１６％を，被告の

希望を受け入れて減額する。

※３　率について被告の希望を受け入れ，定額追加分の規則化の主張は撤回する。

※４　平成２６年５月１日改定前の青山学院給与規則施行細則別表４－(1)，同(2)の形式とし，年間の夏季一時金を２．５月，冬季一時金を２．６，年度末一時金を０．３２月（年間支給合計５．４２月）とする。

※５　一時金の定めについての原則を確認し（細則の定めが支給水準となるのではなく，最低保証額の意味となる。），規則改定前の水準を２年度分（夏冬４回分）とし，従来３年度分としていた要求を１年度分撤回する。

※６　裁判所案どおり。